



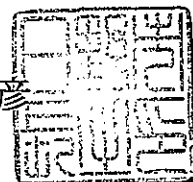
日野市告示第 9 号

日野市建築基準法施行細則による調査の項目等の一部改正について

日野市建築基準法施行細則による調査の項目等について（令和元年日野市告示第103号）の一部を改正したので、別紙のとおり告示する。

令和2年2月5日

日野市長 大坪 冬彦



日野市建築基準法施行細則による調査の項目等について（令和元年日野市告示第103号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後						改正前							
(略) 第1及び第2 (略) 別表						(略) 第1及び第2 (略) 別表							
		(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準			(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
一 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
二 建築物の外部	(1) から (4) まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二 建築物の外部	(1) から (4) まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(5)	(略)	(略)	(略)	(略)	法第23条、 法第25条若しくは法第61条又は条例第11条の2の規定に適合しないこと。		(5)	(略)	(略)	(略)	(略)	法第23条、 第25条若しくは第64条又は条例第11条の2の規定に適合しないこと。
	(6) から (18) まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(6) から (18) まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三 屋上及び屋根	(1) から (5) まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三 屋上及び屋根	(1) から (5) まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(6)	(略)	(略)	(略)	(略)	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第62条の規定に適合しないこと又は平成8年日野市告示第22号において指定する区域内の		(6)	(略)	(略)	(略)	(略)	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第63条の規定に適合しないこと又は平成8年日野市告示第22号において指定する区域内の

					建築物の屋根にあっては法第22条第1項の規定に適合しないこと。						建築物の屋根にあっては法第22条第1項の規定に適合しないこと。
	(7)から(9)まで	(略)	(略)	(略)	(略)		(7)から(9)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
四 建築物の内部	(1)	(略)	令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況	(略)	令第112条第10項から第12項までの規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	四 建築物の内部	(1)	(略)	令第112条第9項に規定する区画の状況	(略)	令第112条第9項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(2)	(略)	令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項等に規定する区画の状況	(略)	令第112条第1項、第3項、第4項若しくは第6項から第9項まで(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行		(2)	(略)	令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項等に規定する区画の状況	(略)	令第112条第1項から第8項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)あ

				われていない場合 あつては、第 6項を除 く。)又は 条例第25条 の規定に適 合しないこ と。					5項を除 く。)又は 条例第25条 の規定に適 合しないこ と。
(3)	(略)	令第112条第17項 等に規定する区 画の状況	(略)	令第112条 第17項又は 条例第10条 の5、第30 条、第38 条、第39条 若しくは第 48条から第 51条まで (令第129条 第1項の規 定が適用さ れ、かつ階 避難安全性能に影響を 及ぼす修繕 等が行われ ていない場 合にあつて は、条例第 48条を除 き、令第12 9条の2第1 項の規定が 適用され、 かつ全館避 難安全性能 に影響を及 ぼす修繕等 が行われて いない場合 にあつて は、令第11	(3)	(略)	令第112条第12項 等に規定する区 画の状況	(略)	令第112条 第12項又は 条例第10条 の5、第30 条、第38 条、第39条 若しくは第 48条から第 51条まで (令第129条 第1項の規 定が適用さ れ、かつ階 避難安全性能に影響を 及ぼす修繕 等が行われ ていない場 合にあつて は、条例第 48条を除 き、令第12 9条の2第1 項の規定が 適用され、 かつ全館避 難安全性能 に影響を及 ぼす修繕等 が行われて いない場合 にあつて は、令第11

					2条第17項並びに条例第48条及び第49条を除く。)の規定に適合しないこと。						2条第12項、条例第48条及び第49条を除く。)の規定に適合しないこと。
(4)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(4)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5)	(略)	(略)	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況	(略)	令第112条第15項又は第16項の規定に適合しないこと。	(5)	(略)	(略)	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況	(略)	令第112条第10項又は第11項の規定に適合しないこと。
(6)	(略)	(略)	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	(略)	令第112条第15項に規定する外壁等、同条第16項に規定する防火設備に損傷があること。	(6)	(略)	(略)	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	(略)	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷があること。
(7) から (11) まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(7) から (11) まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(12)	(略)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	(略)	(略)	次の各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第112条第1項、第3項から第5項まで又は第17項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合には、第17項を除く。)の規定による防火区画1時間準耐火基準に適合しないこと。 (二) 令第112条第6項又は第9項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあって		(12)	(略)	1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	(略)	(略)	次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第112条第1項から第4項まで又は第12項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合には、第12項を除く。)の規定による防火区画1時間準耐火基準に適合しないこと。 (二) 令第112条第5項又は第8項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第5項
--	------	-----	---------------------------------	-----	-----	--	--	------	-----	--	-----	-----	--

					は、 <u>第6項</u> を除く。)の規定による防火区画令第107条の規定に適合しないこと。 (三) 令第112条第10項から第12項まで又は第15項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)は、 <u>第9項</u> を除く。)の規定による防火区画令第107条の2の規定に適合しないこと。					を除く。)の規定による防火区画令第107条の規定に適合しないこと。 (三) 令第112条第9項又は第10項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)は、 <u>第9項</u> を除く。)の規定による防火区画令第107条の2の規定に適合しないこと。
(13)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(13)	(略)	(略)	(略)	(略)
及び						及び				
(14)						(14)				
(15)	(略)	(略)	(略)	令第112条第19項若しくは第20項、令第129条の2の4		(15)	(略)	(略)	令第112条第14項、第15項若しくは令第129条の2の5又	

					又は条例第74条の規定に適合しないこと。						は条例第74条の規定に適合しないこと。
(16)から(20)まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(16)から(20)まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21)	(略)	耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	(略)	(略)	次の各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第112条第1項、第3項から第5項まで又は第17項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合には、第17項を除く。)の規定による防火区画1時間準耐火基準に適合しないこと。 (二) 令第112条第6項又は第9項(令第129条の2第1項の規定が適用	(21)	(略)	1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	(略)	(略)	次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第112条第1項から第4項まで又は第12項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合には、第12項を除く。)の規定による防火区画1時間準耐火基準に適合しないこと。 (二) 令第112条第5項又は第8項(令第129条の2第1項の規定が適用され、か

				<p>され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、<u>第6項</u>を除く。)の規定による防火区画令第107条の規定に適合しないこと。</p> <p>(三) 令第112条<u>第10項</u>から<u>第12項</u>まで又は<u>第15項</u>(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、<u>第10項</u>から<u>第12項</u>までを除く。)の規定による防火区画令第107条の2の規定に適合しないこと。</p>						<p>つ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、<u>第5項</u>を除く。)の規定による防火区画令第107条の規定に適合しないこと。</p> <p>(三) 令第112条<u>第9項</u>又は<u>第10項</u>(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、<u>第9項</u>を除く。)の規定による防火区画令第107条の2の規定に適合しないこと。</p>
(22)	(略)	(略)	(略)	(略)	(22)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(23)			(略)	(略)	令第112条 第19項若し くは第20 項、令第12 9条の2の4 又は条例第 74条の規定 に適合しな いこと。	(23)			(略)	(略)	令第112条 第14項、第 15項若しく は令第129 条の2の5又 は条例第74 条の規定に 適合しない こと。
(24) から (26) まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(24) から (26) まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)	防火設備(防 火扉、防火 シャッター その他これ らに類する	区画に対 応した防 火設備又 は戸の設 置の状況	(略)	令第112条 第18項の規 定に適合し ないこと。	(27)	防火設備 (防火扉、 防火シャッ ターその他 これらに類	区画に対 応した防 火設備の 設置の状 況	(略)	令第112条 第13項の規 定に適合し ないこと。		
(28)	ものに限 る。)又は戸	居室から 地上へ通 じる主た る廊下、 階段その 他の通路 に設置さ れた防火 設備又は 戸におけ るくぐり 戸の設置 の状況	(略)	令第112条 第18項の規 定に適合し ないこと。	(28)	するものに 限る。)	居室から 地上へ通 じる主た る廊下、 階段その 他の通路 に設置さ れた防火 設備にお けるくぐ り戸の設 置の状況	(略)	令第112条 第13項の規 定に適合し ないこと。		
(29)		(略)	常時閉鎖 した状態 にある防 火扉又は 戸(以下 「常閉防 火扉等」 という。) にあって は、各階	(略)	(29)		(略)	常時閉鎖 した状態 にある防 火扉(以 下「常閉 防火扉」 という。) にあって は、各階 の主要な	(略)		

			の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。					常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	
(30)		防火扉又は戸の開放方向	(略)	(略)	(30)		防火扉の開放方向	(略)	(略)
(31)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸(以下	(略)	常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第1	(31)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(以下「常	(略)	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第112

		「常閉防火設備等」という。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況		12条第18項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。)に支障があること。			閉防火設備」という。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況		条第13項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。)に支障があること。
(32)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することです。	常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。	(32)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することです。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。
(33)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	(略)	物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。	(33)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	(略)	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。
(34)		常閉防火扉等の固定の状況	(略)	常閉防火扉等が開放状態に固定されていること。	(34)		常閉防火扉の固定の状況	(略)	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(35)	(略)	(略)	(略)	(略)	(35)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(36)		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	(略)	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。		(36)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	(略)	防火設備の閉鎖に支障があること。
	(37)から(46)まで	(略)	(略)	(略)	(略)		(37)から(46)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
五	(1)から(4)まで	(略)	(略)	(略)	(略)		五	(1)から(4)まで	(略)	(略)	(略)
	(5)	(略)	(略)	(略)	令第118条、第124条、第125条若しくは第125条の2又は条例第10条の4、第13条、第23条、第42条、第43条、第46条若しくは第50条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第124条第1項第二号並		(5)	(略)	(略)	(略)	令第118条、第124条、第125条若しくは第125条の2又は条例第10条の4、第13条、第23条、第42条、第43条、第46条若しくは第50条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第124条第1項第二号並び

				びに条例第13条(小学校に限る。)及び第43条第一号から第四号までを除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合においては、令第124条第1項並びに第125条第1項及び第3項並びに条例第10条の4第1項、第13条(小学校に限る。)、第43条第一号から第四号まで、第46条第1項第三号、第四号及び第50条第2項を除く。)の規定に適合しないこと。					に条例第13条(小学校に限る。)及び第43条第一号から第四号までを除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合においては、令第124条第1項並びに第125条第1項及び第3項並びに条例第10条の4第1項、第13条(小学校に限る。)、第43条第一号から第四号まで、第46条第1項第三号、第四号及び第50条第2項を除く。)の規定に適合しないこと。
(6)から(42)	(略)	(略)	(略)	(略)	(6)から(42)	(略)	(略)	(略)	(略)

	まで				
六	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式

その1 (略)

その2

(9)		(略)	(略)						
から									
(18)									
まで									
/		その他の特記事項		/	/	/	/	/	/
3	屋上及び屋根								
(1)	(略)	(略)							
から									
(9)									
まで									
/		その他の特記事項		/	/	/	/	/	/
4	建築物の内部								
(1)	(略)	令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況							
(2)		令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項等に規定する区画の状況							
(3)		令第112条第17項等に規定する区画の状況							
(4)	(略)								
(5)	(略)	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況							
(6)		令第112条第15項に規定する外壁							

	まで				
六	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式

その1 (略)

その2

(9)		(略)	(略)						
から									
(18)									
まで									
/		その他の特記事項		/	/	/	/	/	/
3	屋上及び屋根								
(1)	(略)	(略)							
から									
(9)									
まで									
/		その他の特記事項		/	/	/	/	/	/
4	建築物の内部								
(1)	(略)	令第112条第9項に規定する区画の状況							
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項等に規定する区画の状況							
(3)		令第112条第12項等に規定する区画の状況							
(4)	(略)								
(5)	(略)	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況							
(6)		令第112条第10項に規定する外壁							

(33)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況							
(34)		常閉防火扉等の固定の状況							
(35)	(略)	(略)							
(36)		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況							
(37)から(42)まで	(略)	(略)							

その4、その5及びその6 (略)

別添1 調査結果図

番号	調査項目
1	(略)
(1)から(17)まで	(略)
2	(略)
(1)から(18)まで	(略)
3	(略)
(1)から(9)まで	(略)
4	(略)
(1)から(26)まで	(略)
(27)から(34)	防火設備

(33)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況							
(34)		常閉防火扉の固定の状況							
(35)	(略)	(略)							
(36)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況							
(37)から(42)まで	(略)	(略)							

その4、その5及びその6 (略)

別添1 調査結果図

番号	調査項目
1	(略)
(1)から(17)まで	(略)
2	(略)
(1)から(18)まで	(略)
3	(略)
(1)から(9)まで	(略)
4	(略)
(1)から(26)まで	(略)
(27)から(34)	防火設備

注) (略)		又は 戸	注) (略)		
	(35)から (46)まで	(略)		(35)から (46)まで	(略)
	5	(略)		5	(略)
	(1)から (42)まで	(略)		(1)から (42)まで	(略)
	6	(略)		6	(略)
	(1)から (19)まで	(略)		(1)から (19)まで	(略)
別添2 (略)			別添2 (略)		